



鶴見区に
お住まいの方へ

令和6年度 保育所等利用案内



区のマスコット「ワックン」

令和5年度利用保留中の方や、利用中で転園希望の方も、あらためて令和6年度の申請が必要です。横浜市版の利用案内もあわせてよくお読みいただき、ご申請ください。

1 利用申請・締切日について (「令和6年度横浜市保育所等利用案内」(以下、「利用案内」)12~13 ページ参照)

申請書の提出は、
認定・利用調整事務センターへの郵送受付のみとなります。

窓口での申請受付はできません。

窓口申請の対象となる方については、「利用案内」12ページを確認してください。



【4月一次利用申請】

受付期間	令和5年10月10日(火)~11月6日(月) 消印有効 ●希望園の追加・順位変更・不足書類については、 令和5年11月28日(火) 消印有効 までにご提出ください。
申請方法	●宛先(住所不要) 〒231-8350 横浜市子ども青少年局 認定・利用調整事務センター ●「申請に必要な書類」「提出書類確認票」「返信用封筒(94円切手貼付)」「利用申請に係る確認票」を利用案内が入っていた 専用封筒 に入れて 郵送 でご提出ください。 ●「横浜市外の認可保育所等」、「特別な支援を必要とするお子さんの保育」を希望する方の申請は、 郵便受付対象外 です。詳しくは裏面をご覧ください。
注意事項	● 給付認定申請書、利用申請書(保育所等用) は、必ず11月6日(月)までに提出してください。不足書類として後日提出しても、二次利用調整からの対象となります。

【4月二次利用申請】

受付期間	令和6年1月4日(木)~2月9日(金) 必着 ●希望園の追加・順位変更・不足書類についても、 令和6年2月9日(金) 必着 までにご提出ください。
申請方法	●申請書類一式を、 郵送 または鶴見区役所子ども家庭支援課窓口(3階4番)へご提出ください。窓口時間は、平日(月~金曜日)の8:45~17:00です。 ※土曜開庁日は受付できません。 ●宛先 〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 鶴見区役所子ども家庭支援課 令和6年度 保育所等利用申込担当

⚠ 全体の注意事項 ⚠

- 締め切り直前は申請が集中し、書類の審査および不足書類の連絡に時間を要しますので、お早めにご提出ください。
- 書類の到達確認は困難なため、不安な方は簡易書留等をご利用ください。また、**提出された書類は返却できません。**申請書一式はコピーしてお手元に保管されることをおすすめします。
- 認可保育所等の利用決定を辞退された場合は、**申請全てが無効**になります。利用決定された施設以外の施設への利用をご希望の場合は、**再度申請が必要**です。4月の一次利用決定を辞退された場合、二次利用申請はできず(※)、5月以降の利用申請となります。

※ きょうだい同一施設・事業の利用を希望する場合や転居の場合を除く

2 利用調整結果について(予定) (「利用案内」20 ページ参照)

一次利用申請	令和 6 年 1 月 25 日(木) 発送開始予定 ●届かない場合の電話でのお問い合わせは 1 月 30 日(火) からお受けします。
二次利用申請	令和 6 年 3 月 8 日(金) 発送開始予定 ●届かない場合の電話でのお問い合わせは 3 月 13 日(水) からお受けします。

利用決定通知または不承諾通知を発送します。なお、給付認定決定通知書は、令和 6 年 3 月までに別途発送予定です。

3 横浜市外の認可保育所等の利用を希望する方 (「利用案内」14 ページ参照)

各市区町村により締切日や利用要件、転居予定の有無により必要書類が異なることがあります。あらかじめ希望先の市区町村に確認のうえ、希望先市区町村の締切日の遅くとも 1 週間前までに鶴見区役所こども家庭支援課の窓口(3 階 4 番)へ書類をご提出ください。**土曜開庁日は受付できません。また、郵送による申請はできません。** 日には余裕をもってご申請ください。

※横浜市内の保育所等との併願も含みます。

なお、横浜市外にお住まいで、横浜市鶴見区の保育所等の利用をご希望の方は、お住まいの市区町村の保育担当課を通して、鶴見区こども家庭支援課に鶴見区の締切日までに到着するようにご申請ください。

申請は、横浜市の様式が必要となります。

4 特別な支援や医療的ケアを必要とするお子さんの保育を希望する方 (「利用案内」4 ページ参照)

事前相談が必要となります。鶴見区役所こども家庭支援課まで電話予約の上、お早めにご相談ください。

また、必ず施設見学をしていただきますようお願いいたします。(電話番号:045-510-1839)

5 出生前に申請できる方(締切日後に出産予定の方) (「利用案内」13 ページ参照)

受付期間	《仮申請》 令和 5 年 10 月 10 日(火)~11 月 6 日(月) 消印有効 《正式申請》 令和 5 年 10 月 10 日(火)~令和 6 年 2 月 9 日(金) 必着
申請方法	●申請書類一式を、 郵送 または鶴見区役所こども家庭支援課窓口(3 階 4 番)へご提出ください。 郵送での提出先は「 鶴見区役所こども家庭支援課 令和 6 年度 保育所等利用申込担当 」です。
注意事項	●令和 6 年 4 月 1 日から保育所等の利用ができるのは、令和 6 年 4 月 1 日時点で 生後 57 日に到達している場合 (令和 6 年 2 月 4 日(日)までに産まれた場合)となります。 ●令和 6 年 4 月 1 日時点で生後 57 日に到達する可能性がある場合は、仮申請することができます。 ※出産予定日より出産日が早まる可能性がある場合も、仮申請はすることができます。 ●仮申請にあたって、申込書の児童名等は空欄で、母子手帳(表紙と出産予定日のページ)のコピーを添付してご提出ください。 ●一次利用調整の対象となるのは、令和 6 年 2 月 4 日(日)までに産まれ、出生後 2 月 9 日(金)(必着)までに改めて正式申請をしていただいた場合となります。正式申請が 2 月 9 日(金)までにない場合は、 利用調整の対象となりません 。 ●正式申請確認後に、利用調整結果をお送りいたします。

書類の書き方、受付の日程など一般的なご質問はこちらまで

<お問い合わせ専用ダイヤル>



☎045-664-2607 (8:00~20:00(土日祝日も対応))

令和 6 年 1 月 24 日(水)まで (令和 5 年 12 月 29 日(金)~令和 6 年 1 月 3 日(水)は除く)